平成２４年（フ）第２４５号
埼玉県川口市元郷５丁目９番10号　ローレル川口元郷302号
債務者　畠　　準一
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４号
千葉県香取市佐原ロ2028番地144
債務者　吉澤　幸恵（旧姓高塚）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２４年（フ）第４９号
新潟市中央区上所３丁目13番45号
債務者　佐々木洋子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３３号
静岡県沼津市宮前町16番地の２　鈴木マンションＡ棟406
債務者　赤川　　博
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第７５号
静岡県沼津市下香貫楊原725番地
債務者　遠藤　　忠
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２８号
長崎県長崎市泉１丁目13番47号
債務者　田川小百合（旧姓才木）
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４号
岩手県下閉伊郡山田町長崎４丁目10番１号長崎アパート５号
債務者　佐々木知佳
1　決定年月日時　平成24年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午前11時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第７号
北海道根室市昭和町１丁目40番地　大島アパート１階５号
債務者　森田　　聡
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第６０号
横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ12号棟404号室
債務者　木村　　浩
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２７号
横浜市都筑区池辺町4618番地
債務者　菅野　正一
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６６号
横浜市青葉区たちばな台２丁目２番地27
債務者　岡田　照文
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８５号
横浜市南区大岡３丁目27―38　大丸荘103号室、住民票上の住所横浜市磯子区岡村６丁目１番19号　ベルゾーネ大成Ｂ―105号
債務者　船江　広美
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３９８号
横浜市中区西之谷町88番地　田中ハイツ３号室
債務者　田中　利通
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１４号
神奈川県藤沢市大庭5550番地の６　ビューバレー湘南102
債務者　時枝　洋輔
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４９号
横浜市神奈川区白楽100番地49　パールハイムＣ―208号
債務者　内山　昭子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５１号
川崎市（以下秘匿）、住民票上の住所神奈川県大和市上和田857番地
債務者　川名　　歩
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部